

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 30 年 12 月 13 日（木）

午後 2 時 44 分 開会

午後 4 時 05 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	伊波一男
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原朗
委員	桃原功

委員	山城康弘
委員	伊佐哲雄
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（1名）

副委員長	濱元朝晴
------	------

○ 委員外議員（2名）

議員	屋良千枝美
----	-------

議員	栄田直樹
----	------

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（5名）

局長	東川上芳光
議事係長	中村誠
主任主事	渡嘉敷真

課長	多和田眞満
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 本会議において賛成多数で可決された意見書に係る要請方法の取り扱いについて（議長諮問）
2. かりゆしウェアの着用期間等について
3. その他について

議会運営委員会（要旨）

平成 30 年 12 月 13 日（木）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 2 時 44 分）

【協議事項】

本会議において賛成多数で可決された意見書に係る要請方法の取り扱いについて
（議長諮問）

○伊波一男 委員長 前回の委員会後に事務局において県内全市の調査を行っており、その結果の説明をお願いしたい。

（事務局より別紙資料の説明を行う）

○伊波一男 委員長 本件について各委員の意見を伺いたい。

○伊佐哲雄 委員 本件は、市民の感情や議会の採決状況を受け止め、郵送で対応するものとし、議長も同行しないほうがよいと考えている。

○知念秀明 委員 今回は郵送対応としていただきたい。

○岸本一徳 委員 賛否が分かれた案件については原則郵送がよいのではないか。

○桃原朗 委員 今回決めると今後も同様な運用となるのか。

○伊波一男 委員長 本日、議運で決定した内容は申し合わせ事項として明文化する。それをいつから適用するかは後ほど諮ってまいりたい。

○桃原朗 委員 そうであれば議長も同行したほうがよい。

○知名康司 委員 議員派遣手続きはとるが、議長の同行はなしでよいと考える。

○呉屋等 委員 前回の委員会での協議は、議長が同行するか否かの内容だったと理解している。議員派遣手続きと議長同行はセットか、分けて考えることもできるのかについて、少し整理をしていただきたい。

○議会事務局 議長の諮問は、賛成多数で可決された意見書の直接要請行動について、議員派遣手続きをとるかどうか、とる場合には議長の同行はどうあるべきかということである。委員の意見にあるように全会一致以外は原則郵送ということになれば、議員派遣の手続きは不要となる。

○桃原朗 委員 今の説明で理解できた。そこで5分ほど会派間調整のため休憩をいただきたい。

○伊波一男 委員長 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 2 時 58 分)

○伊波一男 委員長 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時 05 分)

○桃原朗 委員 本来であれば議長も同行の上、直接要請行動したいが、全会一致が見込めない中で今回は郵送になるものと考えている。しかし、議長の同行のあり方については今後も引き続き議運の中で議論する必要があると思うが、いかがか。

○知念秀明 委員 先ほどから今回だけなのか、今後も含めるのかはつきりしない部分があるので、その辺を明確にしていきたい。

○伊波一男 委員長 本日、議運で決定した内容を申し合わせ事項に明記し、今後同様なケースが起きた際もその都度協議をしないで済むようにしてまいりたい。

○上地安之 議長 要請はすぐ目の前に迫っており、今回は議長の同行は行わず、議員派遣手続きをとり対応するものとし、本日決める運用ルールの適用は次回からということではいかがか。

○知念秀明 委員 そのとおりでよい。

○岸本一徳 委員 そのとおりでよい。

○伊佐哲雄 委員 先に述べたとおり原則郵送としていただきたい。

○山城康弘 委員 そうであれば今回は郵送対応とするが、今回の決定は申し合わせ事項には記載せず、引き続き委員会で議論をさせていただきたい。

○呉屋等 委員 前回の委員会でうるま市が「原則郵送」から「直接行動」に変更になったとあったが、その理由を伺いたい。

○議会事務局 前回の調査時点では原則郵送であったが、ここ最近の例として賛否が分かれた意見書で提案者より直接要請に行きたい旨の申し出があり、議員派遣手続きをとり要請したと伺っている。

○呉屋等 委員 先ほど絆輝クラブの意見として「議長の同行はなし」といったのは、原則郵送という意見がある中での折衷案である。普天間飛行場負担軽減推進会議が中断している中での早期開催に異論を唱える議員はいないと考えている。そこは互いに歩み寄れるようお願いをしたい。

○伊波一男 委員長 とりあえず今回の取り扱いだけを協議していただき、今後の運用ルールは次回以降の委員会で引き続き議論してまいりたい。今回の要請は議員派遣手続きを取り、議長は同行しないという取り扱いでよいか。

○桃原功 委員 同意する。

○伊佐哲雄 委員 行きたいという議員に行くなという権限はないと考えており、そこは尊重してまいりたい。

○伊波一男 委員長 本件については、公務として議員派遣手続きをとり、議長は同行しないという取り扱いでよいか。

(異議なし)

【協議結果】

本件については、今回のケースに限り公務として議員派遣手続きの上、議長は同行しないという取り扱いに決定する。また、今後の運用ルールについては次回以降の委員会で引き続き協議を行う。

【協議事項】

かりゆしウェアの着用期間について

○伊波一男 委員長 前回の委員会後に事務局で県内全市の調査を行っており、その結果を事務局より説明いただきたい。

(事務局より別紙資料の説明を行う)

○伊波一男 委員長 本件について各委員の意見を伺いたい。

○岸本一徳 委員 通年で取り決めしてよいと考える。

○桃原功 委員 今定例会初日は非常に暑かったが、12月と3月はスーツという取り決めがあるため、スーツを着用しながらエアコンをつけるといったエコではない対応をしてきた。沖縄の気候上、かりゆしウェアの通年着用を可としていただきたい。

○伊佐哲雄 委員 スーツ着用の際は原則ネクタイ着用としていただきたい。

○知念秀明 委員 通年かりゆしウェアでよい。

○知名康司 委員 絆輝クラブとしては現状どおりとしたい。

○桃原朗 委員 通年かりゆしウェアでよい。

○桃原功 委員 意見が割れており、会派間で調整ができないか。

○知名康司 委員 再度、会派へ持ち帰り協議してまいりたい。

○伊波一男 委員長 本件については今定例会中に議運を開催し、取り扱いを協議することとしてよいか。

(異議なし)

○伊波一男 委員長 また、スーツ着用時のネクタイの取り決めや冷房稼働についてもかりゆしウェアと合わせて協議してまいりたい。

【協議結果】

本件については、次回の委員会で引き続き協議することとする。

【協議事項】

その他について（傍聴者への対応方について）

- 呉屋等 委員** 12月4日の本会議における傍聴者のやじにより本会議の進行が度々妨げられた。ちょうど真後ろからのやじで、議員の質疑がまったく聞こえなかった。傍聴人が遵守事項をわかっていないということもあり得るため、まず傍聴規則について説明をいただきたい。
- 伊波一男 委員長** 事務局より傍聴規則の説明をお願いしたい。
(事務局より傍聴規則の説明を行う)
- 呉屋等 委員** 傍聴規則は傍聴者へ示されているのか。
- 議会事務局** 傍聴席入口付近に同内容を掲示している。
- 呉屋等 委員** 掲示しているから理解しなさいというのは傍聴人に対してどうかと思う。紙で渡すほうが親切ではないか。また、傍聴規則では「傍聴人は全て係員の指示に従わなければならない」とされているが、当日傍聴席には事務局職員1人しかおらず、傍聴人だけのせいではないと客観的に感じた。傍聴人同士で言い合いになり、けがをした場合は議会の危機管理が問われてしまう。事務局職員だけで足りなければ応援依頼をすることも検討すべきではないか。
- 議会事務局** 傍聴規則の紙媒体での配付についてはそのとおり実施してまいりたい。また、係員の配置については事務局で協議・調整してまいりたい。
- 伊波一男 委員長** 本件について各委員の意見も伺いたい。
- 山城康弘 委員** 今回のやじでは議員個人を攻撃、侮辱するような発言があった。そのような方は常識がないため、傍聴規則を配付したところで聞かないと思う。そのような事態への対応について、もっと具体的に協議すべきではないか。
- 岸本一徳 委員** 今回のやじに対して議長が注意したにも関わらず「退場命令やらならやってみろ」との発言があった。そこは議長が原則どおり3回目では退場させるといった対応も大事ではないか。
- 知念秀明 委員** 議長が注意するのはいいと思うが、実際に退場させる場合は傍聴席にいる事務局職員の判断で実施したほうがよいのではないか。
- 上地安之 議長** 退場を命じることで新たに混乱が生じないか、議事の進行がさらに妨げられることに繋がらないかといった懸念があり、今回、退場させるかどうか非常に悩んだ。議運の協議結果が退場命令を発令しなさいという方針であれば、厳正に対処してまいりたい。
- 知名康司 委員** 保安上の目的から、その日に限り一般の傍聴を認めず、報道関係者のみを認めるといった運用等はできないのか。

○**議会事務局** 傍聴規則第5条では傍聴人の数の制限や、第4条では傍聴券の発行などが規定されており、それに基づいた運用は可能である。また、地方自治法第130条では、議長の命令に従わないときは退場させ、必要がある場合の警察官への引き渡しや、傍聴席が騒がしいときはすべての傍聴人を退場させることができるといった規定もある。当初から傍聴制限はできないが、そのような事態に陥った際の対処は可能である。先ほど知念委員より、事務局職員において退場の措置を判断してはとあったが、法令上、退場をさせることができるのは議長だけとなっている。

○**知名康司 委員** そのような事態が予想される場合は、警察に依頼ができるのか。

○**議会事務局** 警察はことが起きた際の引き渡しになるものと考えている。傍聴席への事務局職員の配置については、事務局の現体制では難しいところもあり、庁舎管理の総務部とも調整してまいりたい。

○**伊波一男 委員長** 総務部と調整の上、対応方法については議長へ報告していただき、それを踏まえ議運を開くかどうかは議長で判断していただきたい。
そのほかに何かあるか。

○**知念秀明 委員** 以前、新人議員を対象にした宜野湾市平和な空を守る条例の勉強会が行われたが、そこには新人議員と請願者だけしかおらず、口論になりそうな場面があったとのことである。事務局職員や請願の紹介議員が同席していればそのような事態は防げたものとする。ぜひ今後の参考にしていきたい。

○**伊波一男 委員長** 事務局は今の意見を参考に、今後の取り組みに生かしていただきたい。

本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後4時05分）